

## 4 家庭や地域社会の教育力の再生・向上

### (1) 子育ての支援活動の推進

幼稚園等施設は、その専門性を生かし「地域における幼児期の教育のセンター」としての役割を果たすよう、地域の幼児及び保護者を対象とする子育ての支援に積極的に取り組むことが必要です。また「教育の基盤は家庭にある」ことを基本として、保護者のニーズに応えるだけでなく、「親と子が共に育つ」という視点での子育ての支援も必要とされています。(P44参照)

今後は、幼児の日々の生活の連続性を踏まえ、家庭や地域との連携の充実をさらに図り、家庭の教育力の再生・向上を支援していくことが必要です。

#### 県教育委員会は

##### ●県立総合教育センターによる家庭や地域の教育力向上のための支援の促進

###### ◎県立総合教育センター生涯学習課主催の研修及び講座

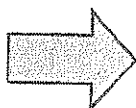
- PTA振興大会兼会長・指導者研修会
- PTA指導者研修会(南部・中部・西部ブロック)
- 親子で楽しむ体験ひろば(ベビーマッサージ講座)
- 親子で楽しむ体験ひろば(子どもプレリトミック講座)
- 親子で楽しむ映画会
- あせび子ども邦楽教室
- おはなし「あせびの会」
- 子どもの学びの場づくりコーディネーター研修講座
- 家庭教育支援者養成講座

###### ◎ホームページの掲載による情報の提供

<http://syougai.tokushima-ec.ed.jp/>

##### ●家庭の教育力向上のための資料などの提供

- 「幼稚園における子育て支援に関する研修について」
- 「ドキドキ子育て家庭教育手帳―徳島県版―」
- 「徳島県学校食育指導プラン『す・だ・ち』」などの活用



#### 設置者においては

##### ●子育ての支援体制の充実

- 幼稚園等施設が「地域における幼児期の教育のセンター」としての役割を果たし、十分機能するよう支援する。

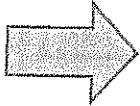
##### ●家庭の教育力向上に関する研修の充実

- 教育相談など保護者への支援を実施する際に必要な専門的な技能の習得及びその向上を図るための研修を実施する。

- 保護者を対象とした家庭の教育力向上のための研修の実施に努める。

### ●地域における家庭支援事業などの推進

- 家庭教育に関する研修の機会の提供に努める。
- 地域の実態に合わせ、子育てセミナーなどの実施を検討する。
- 家庭教育や子育てに関する相談体制の整備を図る。
- 地域における子育ての支援などを推進するとともに、情報の広報に努める。



### 幼稚園等施設では

### ●幼児教育の専門機関としての子育ての支援の機能の充実

- 「親と子の育ちの場」として、保護者の保育参加の機会を設け、子育ての楽しさを実感できるよう支援する。
- 保護者との情報交換などを通して、保護者の幼児教育に関する理解が深まるよう努める。
- 保護者へのアンケートや個人懇談などを実施し、保護者と子育ての願いを共有して日々の保育にあたる。
- 未就園児の親子登園や交流の機会の提供、園庭開放、子育ての相談への対応など、保護者や地域の人々に施設・機能を開放する。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」など、望ましい生活習慣の育成に向け、家庭と連携し、共に推進する。
- 子育ての支援活動の様子や食育などの子育てに関する情報を、園だよりやホームページなどにより発信し、子育てに関する情報の共有化を図る。
- 積極的に子育て相談の日を設けるなど、子育ての支援充実を図る。
- 保護者の保育参観や保育参加など、保育参画を促進する。
- 徳島県人権教育指導員制度を活用し、子育てにおける人権教育の充実に努める。
- 子育ての支援を充実させるため、教員の研修などによる専門性の向上を図る。
- 幼児教育の専門機関として、相談体制などを整備する。

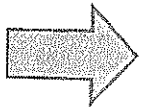
## (2) 家庭・地域との連携・強化

幼稚園等施設では、幼児の健やかな成長のため、保護者や地域との信頼関係を深め、それぞれの教育力を高めていくことが大切です。そして、幼稚園等施設の運営や指導内容についての情報公開に努めるなど「地域に開かれた幼稚園等施設づくり」を進め、家庭や地域との連携の強化に努めることが必要です。

## 県教育委員会は

### ●地域ぐるみで家庭教育を支援する基盤形成

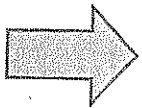
- 家庭の教育力の向上のため、国委託事業の活用などにより、市町村と連携し、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談活動の展開などのきめ細かな支援や気運づくりを進め、地域ぐるみで家庭教育を支援する体制を整備
- PTA育成事業により、各PTA指導者を対象とした家庭教育に関する研修などの積極的実施



## 設置者においては

### ●地域の子どもを地域で育てるネットワークの構築

- 「地域における幼児期の教育のセンター」としての役割を果たすため、関係機関と地域の子育てを円滑につなぐコーディネーターの役割を担う。
- 親子で共に自然体験や社会体験などができる場や機会を関係機関と連携して確保し、親子の感動体験が大切にされる教育活動を推進する。



## 幼稚園等施設では

### ●家庭や地域との協力体制の充実

- 保護者との情報交換や学習の機会を設けるなど、保護者の幼児教育に関する理解が深まるように努める。
- 幼児の生活の連続性を踏まえ、望ましい生活習慣の育成を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん」などの習慣化について、家庭やPTAなどと連携し、共に推進する。
- 小・中学校などの教育機関や地域の子育て支援団体などとの協力関係を構築し、「地域の子どもを地域で育てる」ネットワークづくりを推進する。
- 地域の行事への参加、異年齢・異世代間の交流などを積極的に進め、地域との協力関係を築く。

### ●開かれた園づくりへの取組推進

- オープンスクールの積極的な実施に取り組む。
- 多様な教育力の向上を図るため、地域の積極的な協力を求める。
- 子育ての支援活動の様子や情報を、園だよりやホームページなど等により発信し、子育てに関する情報発信に努める。

### (3) 地域の人材などの活用・推進

幼稚園等施設には、学生、保育や育児の経験者、退職者及び地域の高齢者など、多様な外部の人的資源を有効に活用して、豊かな幼児教育の実現に努めることが求められています。

また、地域の図書館、公民館、児童館などの各種施設もその機能を生かした協力・支援体制を整備することが大切です。

#### 県教育委員会では

##### ●徳島県生涯学習指導者情報システム「まなびひろば」の活用促進

<http://syougai.tokushima-ec.ed.jp/>

◎徳島県立総合教育センター生涯学習課による指導者・講座など、情報の提供

##### 【指導者】

- 家庭教育・子育て指導者及び支援者（幼児教育・読み聞かせ・遊戯など）
- 社会教育・地域教育推進者

##### 【団体・サークル】

- 社会・家庭教育の分野で活動している団体・サークル

##### 【講座】

- 家庭教育に関する講座
- 「読み聞かせ」に関する講座
- 親子での体験活動に関する講座 など

#### 設置者においては

##### ●地域の人材などの活用推進

- 人材バンクを整備するなど、地域の人材が幼児教育を恒常的に支援する体制づくりに努める。
- 公共の各種施設の機能を充実させ、地域の幼児教育を支援する体制の整備を図る。
- 幼稚園等施設と地域の人材などとの連絡・調整を図る。

#### 幼稚園等施設では

##### ●地域の人材などの積極的活用

- 幼稚園等施設独自のネットワークづくりに努める。
- 絵本の読み聞かせなど地域の人材開発に努め、積極的な協力を求める。
- 地域の高齢者と幼児との触れ合いなど、交流を深める。
- 市町村の人材バンクを積極的に活用し、多様な教育活動の展開に努める。
- 地域の図書館、公民館、児童館などの各種施設を積極的に活用する。



### 第3章 徳島県における幼児教育の状況 (資料編)

#### I 教育環境の現状

##### 1 平成20年度幼稚園・保育所の設置状況と整備状況

平成20年度の幼稚園設置市町村は公立20市町、私立5市町、保育所設置市町村は公立24市町村、私立11市町である。

##### (1) 市町村の人口規模別公立幼稚園・保育所設置状況

H20.5.1 こども未来課 学校政策課 調べ

設置別	市町村の規模	市町村の人口規模						
		計	5千人	5千人	1万人	2万人	5万人	10万人
			未満	～1万人未満	～2万人未満	～5万人未満	～10万人未満	以上
幼稚園設置	20	1	2	6	8	2	1	
保育所設置	24	2	5	6	8	2	1	
幼稚園・保育所両方	20	1	2	6	8	2	1	
幼稚園のみ設置	0	0	0	0	0	0	0	
保育所のみ設置	4	1	3	0	0	0	0	
幼稚園保育所とも未設置	0	0	0	0	0	0	0	
幼稚園未設置	4	1	3	0	0	0	0	
保育所未設置	0	0	0	0	0	0	0	
計	24	2	5	6	8	2	1	

表 1- (1)

##### (2) 幼稚園の設置状況

H20.5.1 学校政策課調べ

	市町村数	園数	設置 (所在) 市町村
国立幼稚園	1	1	徳島市
公立幼稚園	20	157	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 阿南市, 吉野川市, 阿波市, 美馬市, 三好市, 上勝町, 石井町, 那賀町, 美波町, 海陽町, 松茂町, 北島町, 藍住町, 板野町, 上板町, つるぎ町, 東みよし町
私立幼稚園	5	12	徳島市, 鳴門市, 阿南市, 吉野川市, 松茂町

表 1- (2)

##### (3) 保育所の設置状況

H20.4.1 徳島県保健福祉部こども未来課調べ

	市町村数	所数	設置 (所在) 市町村
公立保育所	24	142	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 阿南市, 吉野川市, 阿波市, 美馬市, 三好市, 勝浦町, 上勝町, 佐那河内村, 石井町, 神山町, 那賀町, 牟岐町, 美波町, 海陽町, 松茂町, 北島町, 藍住町, 板野町, 上板町, つるぎ町, 東みよし町
私立保育所	11	75	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 阿南市, 吉野川市, 三好市, 石井町, 海陽町, 松茂町, 北島町, 東みよし町

表 1- (3)

## 2 幼稚園数の推移

幼稚園数は、10年間で44園減少している。特に近年の理由の一つとして、過疎地の幼稚園における入園児の減少等による休・廃園や行政改革による統合があげられる。

H20.5.1 学校政策課調べ

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国立	1園	1園	1園	1園	1園	1園	1園	1園	1園	1園	1園
公立	200園	196園	192園	190園	186園	176園	168園	168園	166園	162園	157園
私立	13園	13園	13園	13園	12園	12園	12園	12園	12園	12園	12園
計	214園	210園	206園	204園	199園	189園	181園	181園	179園	175園	170園

表 2

## 3 公立・私立幼稚園の就園期間状況の推移

本県公立幼稚園の場合、ここ数年3歳児保育実施園数はほぼ横這いで変化がなく、実施園のほとんどは、園児数が減少した小規模園である。また、2年保育実施が80%を超えてきているが、保幼一体化傾向から5歳児のみの1年保育を行う市町村もある。

### 公立

H20.5.1 学校政策課調べ

	平成12年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3・4・5歳児	12園(6.25%)	10園(5.95%)	12園(7.23%)	11園(6.79%)	15園(9.55%)
4・5歳児	136園(70.83%)	129園(76.79%)	129園(77.71%)	135園(83.33%)	133園(84.72%)
5歳児	44園(22.92%)	29園(17.26%)	25園(15.06%)	16園(9.88%)	9園(5.73%)

表 3-(1)

### 私立

H20.4.1 徳島県企画総務部総務課調べ

	平成12年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3・4・5歳児	13園(100%)	12園(100%)	12園(100%)	12園(100%)	12園(100%)
4・5歳児	0	0	0	0	0
5歳児	0	0	0	0	0

表 3-(2)

## 4 幼稚園の就園率の推移

本県の就園率は全国平均をかなり上回っている。しかしながら、平成11年度までは沖縄県に次いで全国2位、平成12年度は神奈川県と同率2位、平成13年度から4位と推移しており、近年、下降傾向が見られる。なお、ピークは昭和55年の84.9%であった。

### ※就園率とは

小学校1学年の児童数に対する幼稚園修了者数の割合である。

H20.5.1 文部科学省「学校基本調査」

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全国	62.2%	61.6%	61.1%	60.6%	59.9%	59.3%	58.9%	58.4%	57.7%	57.2%	56.7%
徳島県	77.6%	76.4%	75.7%	74.1%	72.8%	71.5%	70.9%	71.1%	68.6%	68.6%	68.1%

表 4

## 5 幼稚園児数の推移

本県の園児数は、昭和55年の18,333人をピークに減少傾向に転じ、平成20年度は、10年前（平成10年度）に比べて2,032人（19.0%）減少している。

### (1) 県内国立・公立・私立幼稚園年齢別園児数の推移

H20.5.1 徳島県教育委員会「学校基本統計」以下同 (人)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
3歳児	712	638	616	596	629	600	607	594	627	594	515
4歳児	4,129	4,100	3,942	3,868	3,835	3,948	3,646	3,700	3,707	3,650	3,617
5歳児	5,829	5,653	5,609	5,441	5,237	5,018	5,183	4,832	4,834	4,770	4,506
計	10,670	10,391	10,167	9,905	9,701	9,566	9,436	9,126	9,168	9,014	8,638

表 5-1

### (2) 県内国立・公立・私立幼稚園別園児数の推移

(人)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
国立	149	145	146	145	144	145	148	146	147	146	147
公立	8,429	8,220	8,092	7,952	7,767	7,611	7,489	7,216	7,272	7,210	6,913
私立	2,092	2,026	1,929	1,808	1,790	1,810	1,799	1,764	1,749	1,658	1,578
計	10,670	10,391	10,167	9,905	9,701	9,566	9,436	9,126	9,168	9,014	8,638

表 5-2

### (3) 県内国立・公立・私立幼稚園の各年齢別園児数の推移

(人)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
3歳児	国立	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	公立	63	42	36	38	38	25	30	56	67	58
	私立	619	566	550	528	561	545	547	508	530	506
4歳児	国立	59	58	58	60	57	59	59	60	58	59
	公立	3,338	3,300	3,223	3,168	3,167	3,222	2,959	2,989	3,051	3,011
	私立	732	742	661	640	611	667	628	651	598	580
5歳児	国立	60	57	58	55	57	56	59	56	59	57
	公立	5,028	4,878	4,833	4,746	4,562	4,364	4,500	4,171	4,154	4,141
	私立	741	718	718	640	618	598	624	605	621	572
計	国立	149	145	146	145	144	145	148	146	147	146
	公立	8,429	8,220	8,092	7,952	7,767	7,611	7,489	7,216	7,272	7,210
	私立	2,092	2,026	1,929	1,808	1,790	1,810	1,799	1,764	1,749	1,658
合計	10,670	10,391	10,167	9,905	9,701	9,566	9,436	9,126	9,168	9,014	8,638

表 5-3

(4) 県内公立幼稚園の学級数の推移と1学級の園児数

園児数・学級数が年々減少傾向にある中で、1学級当たりの園児数も平成5年度から減少傾向にある。平成20年度を見ると、全国の公立幼稚園の1学級当たりの園児数20.15人に比べて本県の場合は17.28人と少ない。しかしこれは、小規模園における少人数化の影響が強く、都市部の幼稚園においては、依然として、1学級当たりの園児数が30人を超えるところもある。

H20.5.1 徳島県教育委員会「学校基本統計」

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
学級数	469	461	451	443	441	425	411	405	409	410	400
園児数	8,429	8,220	8,092	7,952	7,767	7,611	7,489	7,216	7,272	7,210	6,913
1学級の園児数	17.97	17.83	17.94	17.95	17.61	17.90	18.22	17.82	17.78	17.59	17.28

表 5-(4)

6 保育所数と保育所入所園児数(0~5歳児)の推移

H20.4.1 徳島県保健福祉部こども未来課調べ

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設数	229	231	230	227	228	221	229	222	223	220	217
入所園児数	12,674	12,909	13,103	13,381	13,612	13,780	14,187	14,242	13,979	13,705	13,590

表 6

7 平成20年度教育条件の実態(県内幼稚園の規模の比較)

(1) 県内幼稚園の規模

最も多い幼稚園規模は、11~30人の小規模園で51園(25.3%)あり、50人以下の幼稚園が109園(64.1%)を占めている。小規模園の多いことが本県幼稚園規模の特色である。

H19.5.1 徳島県教育委員会「学校基本統計」

	10以下	11人~30人	31人~50人	51人~70人	71人~100人	101人~150人	151人~200人	201人~250人	251人以上
国立						1園			
公立	29園	51園	27園	25園	15園	9園	4園	2園	
私立			2園	1園	1園	3園	3園	1園	1園
合計	29園	51園	29園	26園	16園	13園	7園	3園	1園

表 7-(1)

H20.5.1 徳島県教育委員会「学校基本統計」

	10以下	11人~30人	31人~50人	51人~70人	71人~100人	101人~150人	151人~200人	201人~250人	251人以上
国立						1園			
公立	29園	43園	35園	16園	20園	10園	3園	1園	
私立			2園	1園	1園	4園	2園	1園	1園
合計	29園	43園	37園	17園	21園	15園	5園	2園	1園

表 7-(1)



(2) 県内幼稚園の教員数

◎本務教員・兼務教員・教育補助員・職員数

公立幼稚園における専任園長の割合は、平成6年度の31人(205園中15.12%)に比較して、57人(157園中36.3%)と増加傾向にあり、養護教諭も国立1名に加え、私立で1名増加した。

H20.5.1「文部科学省学校基本調査報告書」

	本務教員数											兼務教員数	教育補助員数	職員数				
	園長	副園長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	講師			合計	事務職員	養護職員	用務員その他	合計
国立	1					5		1				7	3		1			1
公立	57	17	15	3		339	221					652	103	12	1		35	36
私立	6	1	5			102	11	1				126	22	9	15		25	40
計	64	18	20	3	0	446	232	2	0	0	0	785	128	21	17	0	60	77

表 7-(2)

※(教職員) 幼稚園設置基準

- 第5条1項…幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。
- 2 項…特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 項…専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。
- 第6条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

(3) 就園奨励費補助制度実施状況

H 20.6.1 学校政策課調べ

	実施市町村数	対象人数(人)	事業費 (円)	交付決定額 (円)
平成11年度	18	727	26,780,141	8,222,000
平成12年度	18	837	28,907,050	8,537,000
平成13年度	20	848	28,919,183	8,458,000
平成14年度	19	897	54,611,067	8,991,000
平成15年度	18	966	37,440,500	10,254,000
平成16年度	16	781	31,549,000	8,971,000
平成17年度	16	818	32,587,050	8,211,000
平成18年度	15	763	30,006,767	7,952,000
平成19年度	14	779	32,723,333	8,616,000

表 7-(3)

(4) 公立幼稚園の保育料徴収状況

① 入園料徴収状況

H 20.5.1 学校政策課調べ

幼稚園設置市町村	徴収していない	徴収している市町村の入園料	
20 市町村	16 市町村	1,000円	1 市町村
		2,000円	1 市町村
		2,500円	1 市町村
		3,000円	1 市町村

表 7-(4)

② 保育料徴収金額状況 (年額)

H 20.5.1 学校政策課調べ

金額	市町村数	金額	市町村数	金額	市町村数	金額	市町村数
32,400 円	2	48,000 円	1	55,000 円	3	60,000 円	1
66,000 円	2	72,000 円	2	75,600 円	5	84,000 円	2
96,000 円	1	102,000 円	1				

※平成20年度 県内の在園児一人当たりの平均保育料 80,944 円

表 7-(5)

8 平成19年度県内公立幼稚園の安全管理の措置状況 (157園回答)

H 20.3 体育健康課調べ

内 容		実施園数	率(%)
①	危機管理マニュアル作成	157	100
②	安全対応能力「防犯訓練等」(教職員)	141	89.8
③	〃 (子ども)	147	93.6
④	園の安全管理・点検	157	100
⑤	家庭や関係機関・団体との連絡会開催	120	76.4
⑥	不審者侵入防止体制	121	77.1
⑦	不審者侵入等緊急時体制整備	150	95.5
⑧	a 防犯カメラ	13	8.3
	b センサー	13	8.3
	c インターホン(出入口)	47	29.9
	d 認証装置	2	1.3
⑨	a 校内緊急通話システム	87	55.4
	b 警察等との連絡システム	56	35.7
	c 防犯ベル等の設置	83	52.9
	d 携帯型押しボタンの配布	35	22.3

表 8

## II 幼稚園運営の弾力化・子育て支援等の現状

### 1 平成20年度県内公立幼稚園の教育時間

#### (1) 保育開始時刻

開始時刻は8時(34.4%)が最も多く、続いて8時30分(30.6%)、8時15分(25.5%)である。

H 20.6.1 学校政策課調べ 以下同

7:30	7:40	7:45	8:00	8:15	8:20	8:30	8:40	9:00
4園	1園	3園	54園	40園	1園	48園	5園	1園

表 9-(1)

#### (2) 保育終了時刻

終了時刻は13時(24.8%)が最も多く、続いて12時(19.7%)、14時30分(17.8%)である。

12:00	12:10	13:00	13:20	13:30	13:40	14:00	14:30	14:50	15:00
31園	0園	39園	4園	20園	0園	26園	28園	0園	9園

表 9-(2)

#### (3) 標準時間の4時間を超える延長保育時間の実態

※延長保育とは 全園児を対象に標準時間の4時間を超過して行われる正規の教育時間内での教育活動のことをいう。

##### ① 延長保育の日数別実施園数

週1日	週2日	週3日	週4日	週5日
0園	0園	13園	0園	128園

表 9-(3)

##### ② 延長保育の時間別実施園数

30分	1時間	1時間20分	1時間30分	1時間40分	1時間45分
8園	35園	4園	22園	0園	18園
1時間50分	2時間	3時間			
17園	27園	10園			

表 9-(4)

### 2 平成20年度県内幼稚園の預かり保育の実施状況

※預かり保育とは 幼稚園の正規の教育課程内の教育時間終了後等において、希望する幼児を対象に、幼稚園において引き続き行われる教育課程外の教育活動のことをいう。

#### (1) 県内預かり保育の実施園数

平成20年度文部科学省の実施状況調査による 以下同

公 立	私 立	計
102園(65.0%)	11園(91.7%)	113園(66.9%)

表 10-(1)

#### (2) 預かり保育を行う条件(複数回答)

(単位:園)

保護者側の理由	公立	私立	計
ア 保護者の就労	72	8	80
イ 保護者の他の子どもの学校行事参加等	13	6	19
ウ 保護者の近親者(高齢者等)の介護等	47	6	53
エ 保護者のボランティア活動等の社会参加	9	4	13
オ 保護者の育児からのリフレッシュ等	12	2	14
カ 特に理由は問わない	39	5	44

表 10-(2)

(3) 預かり保育の実施状況

① 週当たりの実施日数

(単位：園)

	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	その他
公立					89	12		1
私立					9	2		
計					98	14		1

表 10 - (3)

② 預かり保育終了時間

(単位：園)

	教育時間開始前のみ	午後3時以前	午後3~4時	午後4~5時	午後5~6時	午後6~7時	午後7時を越える	その他
公立	0	0	6	6	84	6	0	0
私立	0	0	0	1	7	3	0	0
計	0	0	6	7	91	9	0	0

表 10 - (4)

③ 教育課程に係る教育時間開始前に預かり保育を実施する幼稚園数

公立	私立	計
19園	7園	26園

表 10 - (5)

④ 長期休業期間における実施状況

(単位：園)

	公立	私立	計
夏季休業日のみ	15	1	16
冬季休業日のみ	0	0	0
春季休業日のみ	0	0	0
夏季及び冬季休業日	28	0	28
夏季及び春季休業日	0	0	0
冬季及び春季休業日	0	0	0
夏季、冬季及び春季休業日	49	10	59
計	92	11	103

表 10 - (6)

⑤ 長期休業期間中における預かり保育の実施時間数

(単位：園)

預かり保育実施時間数	1~3時間	3~4時間	4~5時間	5~6時間	6~7時間	7~8時間	8時間を超える	計
公立	3	0	0	0	1	1	87	92
私立	0	0	0	0	0	4	7	11
計	3	0	0	0	1	5	94	103

表 10 - (7)

⑥ 預かり保育における保育担当者の人員確保の状況

(単位：園)

確保している			確保していない			合計
公立	私立	計	公立	私立	計	
67	8	75	35	3	38	113

表 10 - (8)

⑦ 預かり保育における料金徴収の有無 (単位：園)

	料金・実費徴収	料金を徴収	実費のみ徴収	料金・実費とも不徴収	合計
公立	62	40	0	0	102
私立	3	8	0	0	11
計	65	48	0	0	113

表 10 - (9)

⑧ 預かり保育における料金の平均額 (単位：園)

(ア) 1時間単位で徴収している場合

料金の範囲	公立	私立
ア 1時間 250円未満	0	0
イ 250円以上 500円未満	0	1
ウ 500円以上 750円未満	0	0
エ 750円以上 1,000円未満	0	0
オ 1,000円以上	0	0

表 10 - (10)

(イ) 日額単位で徴収している場合

料金の範囲	公立	私立
ア 1日 250円未満	0	0
イ 250円以上 500円未満	0	3
ウ 500円以上 1,000円未満	0	1
エ 1,000円以上 2,000円未満	0	5
オ 2,000円以上	0	0

表 10 - (11)

(ウ) 月額で徴収している場合

料金の範囲	公立	私立
ア 1月 2,500円未満	1	0
イ 2,500円以上 5,000円未満	29	1
ウ 5,000円以上 7,500円未満	35	0
エ 7,500円以上 10,000円未満	0	1
オ 10,000円以上 15,000円未満	15	2
カ 15,000円以上 20,000円未満	0	3
キ 20,000円以上 30,000円未満	0	1
ク 30,000円以上	0	0

表 10 - (12)

(エ) (ア) ~ (ウ) 以外の場合該当する幼稚園数

公立	22	私立	0
----	----	----	---

表 10 - (13)

⑨ 実施状況の推移 ※平成16年度までは50市町村、平成17年度は35市町村、平成18年度以降は24市町村

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施市町村数	20	24	25	19	18	17	17
実施幼稚園数	58 (31.2%)	71 (40.3%)	84 (50.0%)	96 (57.1%)	102 (61.4%)	105 (64.8%)	102 (65.0%)

表 10 - (14)

3 県内公立幼稚園における子育て支援事業（預かり保育を除く）実施状況（平成19年度実績）

(1) 子育て支援の実施（157園回答）

実施している	実施していない
公立 117 園(74.5%) 私立 10 園(83.3%)	公立 40 園(25.5%) 私立 2 園(16.7%)

表 11 - (1)

(2) 内容及び実施園数（実施園公立117園・私立10園中 複数回答）

① 在園児及びその保護者だけを対象

	公立	私立
子育て相談(カウンセラー等の外部の人材)	36 園(22.9%)	3 園(25.0%)
未就園児の保育	43 園(27.4%)	5 園(41.7%)
園庭・園舎の開放	62 園(39.5%)	6 園(50.0%)
子育て情報の提供(情報誌・紙)	88 園(56.1%)	3 園(25.0%)
子育て情報の提供(インターネット)	6 園(3.8%)	2 園(16.7%)
子育て講座・講演会(幼稚園教職員)	41 園(26.1%)	4 園(33.3%)
子育て講座・講演会(外部の人材)	86 園(54.8%)	8 園(66.7%)
保護者の保育参加	90 園(57.3%)	6 園(50.0%)
父親に重点をおいた保育参加	26 園(16.6%)	4 園(33.3%)

表 11 - (2)

② ①に限らず、在園児以外の幼児及びその保護者も対象（在園児以外及びその保護者だけ対象も含む）

	公立	私立
子育て相談(幼稚園教職員)	34 園(21.7%)	4 園(33.3%)
子育て相談(カウンセラー等の外部の人材)	17 園(10.8%)	2 園(16.7%)
子育て井戸端会議	30 園(19.1%)	1 園(8.3%)
未就園児の保育	62 園(39.5%)	6 園(50.0%)
園庭・園舎の開放	76 園(48.4%)	5 園(41.7%)
子育てサークル等支援	9 園(5.7%)	2 園(16.7%)
子育て情報の提供(情報誌・紙)	25 園(15.9%)	2 園(16.7%)
子育て情報の提供(インターネット)	4 園(2.5%)	2 園(16.7%)
子育て講座・講演会(幼稚園教職員)	12 園(7.6%)	2 園(16.7%)
子育て講座・講演会(外部の人材)	46 園(29.3%)	3 園(25.0%)

表 11 - (3)

(3) 実施上の課題（子育て支援事業実施園 回答）

項目	公立	私立
事業実施に係る経費の確保が困難	75 園(47.8%)	5 園(41.7%)
事業実施に係る業務のための教職員の負担が過大	88 園(56.1%)	7 園(58.3%)
事業の対象者の利用に施設設備が対応できていない	61 園(38.9%)	4 園(33.3%)
事業の実施が、一部保護者へ過度の依存	15 園(9.6%)	0 園(0.0%)
事業実施に必要な外部専門家の確保が困難	43 園(27.4%)	2 園(16.7%)
事業実施について、地域への周知が困難	48 園(30.6%)	8 園(66.7%)
子育て相談等に係る個人情報の管理が困難	15 園(9.6%)	0 園(0.0%)
事業実施に必要なボランティアの確保が困難	53 園(33.8%)	1 園(8.3%)
事業実施に必要な教職員の能力が不足	25 園(15.9%)	1 園(8.3%)

表 11 - (4)



### Ⅲ 県内幼稚園における小学校・保育所との連携の現状

回答については、細枠は平成14.10 幼稚園教育振興プラン作成委員会実態調査

(回答 公立私立197園 回答率99.49%)

太枠は 平成20.6.2学校政策課調べ (回答 公立私立169園)

#### 1 小学校との連携

##### (1) 教師間の連携

(回答 公立私立197園)

(回答 公立私立169園)

実施している	180園	91.37%	165園	97.63%
実施していない	17園	8.63%	4園	2.37%

表 12 - (1)

##### ① 連携の内容－授業参観や保育参観

(回答 公立私立180園)

(回答 公立私立165園)

定期的実施している	25園	13.89%	24園	14.55%
年1回～3回実施している	107園	59.44%	89園	53.94%
実施していない	48園	26.67%	52園	31.51%

表 12 - (2)

##### ② 連携の内容－合同の会議や研究会

(回答 公立私立184園)

(回答 公立私立165園)

定期的実施している	91園	45.46%	55園	33.33%
年1回～3回実施している	80園	43.48%	82園	49.70%
実施していない	13園	7.06%	28園	16.97%

表 12 - (3)

##### (2) 園児と児童間の交流

(回答 公立私立197園)

(回答 公立私立169園)

実施している	182園	92.39%	165園	97.63%
実施していない	15園	7.61%	4園	2.37%

表 12 - (4)

##### ① 交流の内容

(回答 公立私立182園中 複数回答)

(回答 公立私立165園中 複数回答)

合同行事	155園	85.16%	145園	87.88%
園庭・校庭の相互開放	106園	58.24%	100園	60.61%
日常的な合同活動	59園	32.42%	60園	36.36%
保育・授業への相互参加	100園	54.95%	138園	83.64%

表 12 - (5)

##### (3) 幼稚園と小学校の保護者間の交流

(回答 公立私立197園)

(回答 公立私立169園)

実施している	147園	74.62%	157園	92.90%
実施していない	50園	25.38%	12園	7.10%

表 12 - (6)

## 2 保育所との連携

### (1) 教師と保育士間の連携

(回答 公立私立 197 園)

(回答 公立私立 169 園)

実施している	147 園	74.62%	122 園	72.19%
実施していない	50 園	25.38%	47 園	27.81%

表 13 - (1)

#### ① 連携の内容－保育研究会

(回答 公立私立 147 園)

(回答 公立私立 122 園)

定期的に実施している	11 園	7.48%	5 園	4.10%
年 1 回～3 回実施している	54 園	36.73%	70 園	57.38%
実施していない	82 園	55.79%	47 園	38.52%

表 13 - (2)

#### ② 連携の内容－合同の会議や研修会

(回答 公立私立 146 園)

(回答 公立私立 122 園)

定期的に実施している	35 園	23.97%	24 園	19.67%
年 1 回～3 回実施している	75 園	51.37%	64 園	52.46%
実施していない	36 園	24.66%	34 園	27.87%

表 13 - (3)

### (2) 幼稚園児と保育所児童間の交流

(回答 公立私立 197 園)

(回答 公立私立 169 園)

実施している	103 園	52.28%	73 園	43.20%
実施していない	89 園	45.18%	96 園	56.80%
無回答	5 園	2.54%	0 園	0.00%

表 13 - (4)

#### ① 交流の内容

(回答 公立私立 103 園中 複数回答)

(回答 公立私立 73 園中 複数回答)

合同行事	47 園	45.63%	59 園	80.82%
園庭・保育所敷地の相互開放	35 園	33.98%	46 園	63.01%
日常的な合同活動	41 園	39.81%	33 園	45.21%
保育への相互参加	11 園	10.68%	51 園	69.86%

表 13 - (5)

## 参 考 資 料

## 《幼児教育関連法令》

### ●教育基本法

平成十八年十二月二十二日法律第一百二十号

#### 第二章 教育の実施に関する基本

##### (幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

##### (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

#### 第三章 教育行政

##### 第十六条

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

### ●学校教育法（抄）

昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号

一部改正：平成十九年六月二十七日法律第九十六号

#### 第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

#### 第三章 幼稚園

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活，生命及び自然に対する興味を養い，それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や，絵本，童話等に親しむことを通じて，言葉の使い方を正しく導くとともに，相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽，身体による表現，造形等に親しむことを通じて，豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては，第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか，幼児期の教育に関する各般の問題につき，保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行うなど，家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は，第二十二条及び第二十三条の規定に従い，文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は，満三歳から，小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第四十二条 小学校は，文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い，その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより，その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は，当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに，これらの者との連携及び協力の推進に資するため，当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※第42条，第43条の規定は幼稚園（第28条）に準用する。

## 第八章 特別支援教育

第八十一条 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校においては，次項各号のいずれかに該当する幼児，児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対し，文部科学大臣の定めるところにより，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

## ●学校教育法施行規則（抄）

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号  
一部改正：平成二十年三月二十八日文部科学省令第五号

### 第三章 幼稚園

第三十七条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。

第三十八条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

二 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※第66条、第67条及び第68条の規定は幼稚園（第39条）に準用する。

## ●幼稚園設置基準

昭和三十一年十二月十三日文部省令第三十二号  
最終改正：平成十九年十二月二十五日文部科学省令第四十号

### 第一章 総則

（基準の向上）

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

### 第二章 編成

（一学級の幼児数）

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（教職員）

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。
- 3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。
- 4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

(園地、園舎及び運動場)

- 第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。
- 2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
  - 3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第十三条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

- 一 当該幼稚園と幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前教育等推進法」という。）第三条第二項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所等（就学前教育等推進法第二条第四項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合
  - 二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合
- 2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。



# 幼児教育振興アクションプログラム

- 幼稚園、認定こども園における教育の条件整備を中心とした、幼児教育に関する総合的な行動計画。  
 上の施策の柱のもと、具体的な取組を記載。（実施期間は平成 18～22年度）
- 中教審答申（H17.1）における具体的な施策の提言や、骨太の方針2006（H18.7）、認定こども園制度等の幼児教育をめぐる状況の変化を踏まえて策定。



## 1 幼稚園・保育所の連携と認定こども園制度の活用促進

目標1 幼稚園と保育所の連携を一層促進するとともに、幼稚園と保育所とで区別なく、小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備する。～幼稚園と保育所の関係者がともに参加する研修会等の充実、認定こども園制度の活用促進 等

## 2 希望するすべての幼児に対する充実した幼児教育の提供

目標2 入園を希望するすべての満3歳児～5歳児に対して質の高いきめ細かな幼児教育を提供する。  
 ～教育環境の充実、学級規模の在り方（1学級30人以下）の検討、幼稚園就園奨励費補助の充実、幼児教育の無償化の検討 等

## 3 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

目標3 各都道府県において、少なくとも1例以上、幼小間の長期にわたる派遣研修もしくは人事交流を実施する。  
 ～幼小間の長期派遣研修・人事交流の推進 等

## 4 教員の資質及び専門性の向上

目標4 幼稚園教諭一種免許状を所有する現職幼稚園教員数について、おおむね現行（約2万1千人）の2～3割増を目指す。  
 ～一種免許状所有教員数の増大 等

## 5 家庭や地域社会の教育力の再生・向上

目標5 幼稚園・認定こども園が「地域の幼児教育のセンター」としての役割を果たすよう、当該園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動を推進する。  
 ～子育て支援活動・「預かり保育」の推進 等



地域社会

## 6 生涯学習振興施策における教育力の再生・向上

目標6 子どもたちが家庭や地域社会の中で伸び伸びと育まれるような環境を整備する。～家庭教育支援、安全・安心な居場所づくりの推進 等

## 7 幼児教育を地域で支える基盤等の強化

目標7 地方公共団体における幼児教育関係職員が、必要に応じて国及び都道府県の幼児教育関係職員等の支援が受けられる体制を整備する。～地域の人材の活用、自己評価・外部評価の推進、幼児教育を推進しやすい行政体制の構築 等

## 幼稚園教育要領改訂の概要

①

幼児期に思いきり遊ぶことで、その後の学びが豊かになるといわれており、幼稚園では、遊びを通じた教育を行っています。

このことは新しい幼稚園教育要領に引き継がれます。

### 【発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実】

教育課程はどこが変わるの？

#### — 幼小の円滑な接続 —

- 幼稚園教育の基本に基づく幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることの明確化
- 幼稚園と小学校の教師が幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めること、幼児と児童の交流を図ること
- 協同する経験を重ねること（幼児同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫して実現していく）
- 規範意識の芽生えを培うこと（体験を重ねながらきまりの必要性に気づく）

#### — 子どもや社会の変化への対応 —

- 多様な体験を重ねる中で、それら一つ一つの体験の関連性を図ること
- 言葉による伝え合いができるようにすること
- 友達とともに遊ぶ中で、好奇心や探求心を育て、思考力の芽生えを培うこと
- 体を動かすこと、食に関する活動を充実すること
- 表現に関する指導を充実すること
- 自信をもって行動できるようにすること

### 【幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実】

- 心のよりどころとしての家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること
- 家庭と連携しながら、基本的な生活習慣が身につけられるようにすること
- 家庭との連携に当たっては、保護者の幼児期の教育に関する理解がより深まるようにすること

## 幼稚園教育要領改訂の概要

②

### 【子育ての支援と預かり保育の充実】

教育課程以外にも何か変わるの？

- 子育ての支援については、相談、情報提供、保護者との登園の受け入れ、保護者同士の交流の機会の提供など、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすように努めること
- 預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮すること。その上で次の点に留意すること
  - ・教育課程の活動を考慮し、幼児にふさわしい無理のないものとする。教育課程の担当者との緊密な連携を図ること
  - ・家庭や地域での生活を考慮し、預かり保育の計画を作成すること
  - ・家庭との緊密な連携を図り、保護者の意識を高めること
  - ・地域や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえること

# 教員免許更新制の概要

H20.6.3

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。

## 1. 目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

※不適格教員の排除を目的としたものではありません

## 2. 基本的な制度設計について

修了確認期限前の2年間に、大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者に申請して修了確認を受けることが必要です。

修了確認期限の延期が可能な理由に該当する場合や、講習の免除対象者に該当する場合には、申請などそのために必要な手続きを行います。

## 3. 更新講習の受講対象者について

- (1) 現職教員(指導改善研修中の者を除く)
- (2) 教員採用内定者
- (3) 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに登載されている者
- (4) 過去に教員として勤務した経験のある者 など

## 4. 免除対象者について

免許状更新講習を受講せずに免許管理者に申請を行うことによって免許状を更新できる者(免除対象者)は以下の通りです。

- (1) 優秀教員表彰者

## (2) 教員を指導する立場にある者

- ・ 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭または指導教諭
- ・ 教育長または指導主事 など

※知識技能が不十分な者は不可

## 5. 免許状更新講習について

### (1) 免許状更新講習を開設できる者

免許状更新講習を開設することのできる者は以下の通りです。

- ① 大学
- ② 指定教員養成機関  
(専修学校などで文部科学大臣の指定を受けているもの)
- ③ 都道府県・指定都市等教育委員会 など

### (2) 免許状更新講習の実施形態

講習の開設は、長期休業期間中や土日での開講を基本とするとともに、通信・インターネットや放送による形態なども認めることにより、受講しやすい環境の整備に努めてまいります。

### (3) 免許状更新講習の講師

免許状更新講習の講師を担当することのできる者は以下の通りです。

- ① 大学の教授・准教授・講師
- ② 教育委員会の指導主事 など

### (4) 免許状更新講習の内容

受講者は、本人の専門や課題意識に応じて、教職課程を持つ大学などが開設する講習の中から、

- ① 教育の最新事情に関する事項(12時間以上)
- ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

について必要な講習を選択し、受講することとなっています。

## 教員免許更新制の実施にあたり各園長に留意いただきたい事項

平成21年4月から教員免許更新制が実施されることにより、国公立の幼稚園に勤務する教員（普通免許状又は特別免許状を持っている者）は、10年に一度、免許状更新講習の課程の修了、申請手続きを行うことが必要となります。

各幼稚園の教員に対する下記の取組へのご協力をお願いいたします。

※臨時、非常勤の講師等として勤務されている方々に対してもお願いします。

- ①教員免許更新制について各教員に理解促進を図っていただくこと。
- ②各教員に対して、それぞれの修了確認期限、免許状更新講習の受講期間等についてを個別に送付・連絡することは予定していないため、幼稚園の各教員の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間、受講できる講習等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状の失効状況の確認等を行っていただくこと。
- ③各教員が免許状更新講習を受講する際に、免許状更新講習の受講申込書での幼稚園に所属する教員であることの証明を行っていただくこと。
- ④園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者（都道府県教育委員会）による更新講習修了確認を受けなければならないが、これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が認定されることとされています。この場合、必ず各自が勤務地の免許管理者に対して免許状更新講習の受講免除の認定の申請を行うことが必要であるため、その旨を該当の職にある者に周知すること。

※「認定子ども園に勤務する教員免許状を有する保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する保育所に勤務する教員免許状を有する保育士」について

- ・これらの者も免許状更新講習を受講することが可能とされており、修了確認期限までに講習受講・修了認定を経て、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、次回の修了確認期限までの間に教諭、講師等として採用することが可能。
- ・講習を受講しないで修了確認期限を経過した場合は、その後、講習受講・修了認定を経て、免許管理者から確認を受けなければ、幼稚園の教諭、講師等として勤務することは不可。

※免許状更新講習は、幼稚園の教諭等として任命又は雇用されることが見込まれる者も受講することができるとされています。幼稚園を設置する自治体や学校法人等では、教諭等として任命又は雇用する可能性がある者についてあらかじめ名簿の作成を行い、それらの者が講習を受講する際に、任命又は雇用予定であることの証明を行っていただくことが望まれます。

# 平成21年3月31日までに教員免許状を授与された教育職員等の方々へ

H20.5.30

平成19年6月の教育職員免許法改正を踏まえ、平成20年3月に関係省令が改正、制定されたことにより、平成21年4月から実施される教員免許更新制の具体的な運用形態が定まりました。

これにより、平成21年3月31日までに授与された普通免許状又は特別免許状を持っている現職教員（国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常勤及び非常勤）等）の方々については表のとおり、各生年月日（栄養教諭免許状を所持する者は免許状を授与された日）ごとに定められた年月日（修了確認期限）の2月前までの2年間に各大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、大学等から発行された修了証明書を添えて、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会に申請することにより、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認（更新講習修了確認）を受けることが必要となります。

※校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭又は指導教諭等の職にある者は、各都道府県教育委員会に申請することにより、免許状更新講習の受講が免除されることがあります。

なお、平成23年3月31日を修了確認期限とする方々（生年月日が昭和30年4月2日～昭和31年4月1日、昭和40年4月2日～昭和41年4月1日、昭和50年4月2日～昭和51年4月1日）が、平成20年度に文部科学大臣が定める者に関する告示（文部科学省告示第51号）の規定に基づき文部科学大臣が指定した講習（以下「予備講習」という。）を受講し、予備講習単独で、又は免許状更新講習と合わせて30時間以上の履修認定を受けた場合には、平成21年4月から平成23年1月31日までの間に勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会に申請することにより、免許状更新講習の受講の免除を受けることができることとされています。

「予備講習」の一覧は、後日、文部科学省ホームページに掲載するとともに、各都道府県教育委員会等へ連絡いたします。

（表1）教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する教育職員等（栄養教諭を除く。）

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 <small>（平成20年度実施の「予備講習」受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能）</small>	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日



(表2) 栄養教諭免許状を所持する現職教員等

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

## 国の行政窓口は？

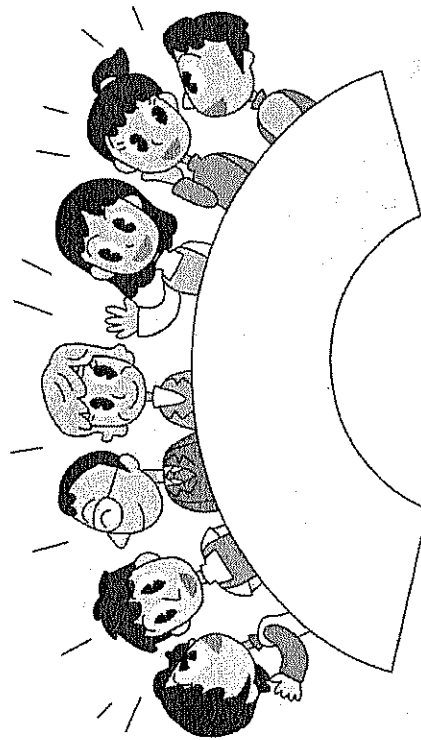
認定こども園を含め、幼稚園・保育所等の連携推進に責任を持つて対応する体制を作るため、文部科学省と厚生労働省とが連携して「幼保連携推進室」を設置し、認定こども園に関する事務を一体的に実施します。

## 都道府県や市町村の行政窓口は？

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、地方自治体の関係機関の連携協力が義務付けられています。

これに基づき、都道府県や市町村においては、次のような場面で一体的対応の推進を図るとともに、都道府県と市町村との連携の推進も必要です。

- 幼児期の教育・保育に関する保護者向け窓口
- 認定こども園の認定申請と、幼稚園・保育所の認可申請の受付窓口
- 補助金申請窓口



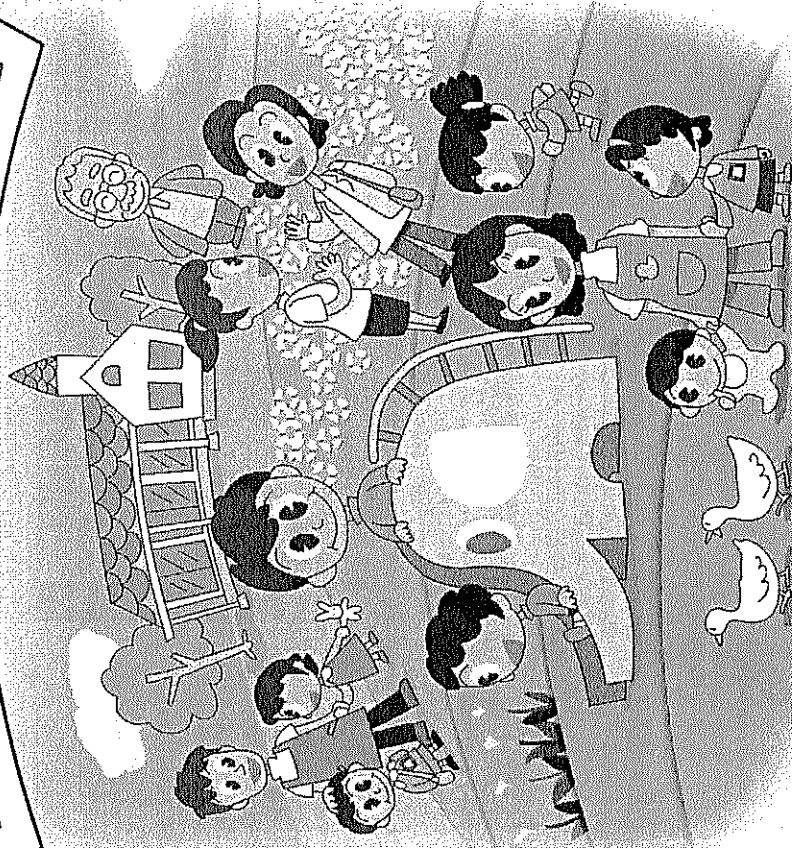
お問い合わせ...

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

TEL:03-3595-2226 / 03-6734-3136

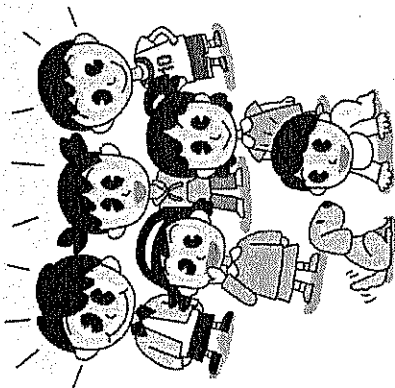
就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢

# 認定こども園



認定こども園は...

- 保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。
- 集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援。
- 待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用。
- 充実した地域子育て支援事業で、子育て家庭を支援。



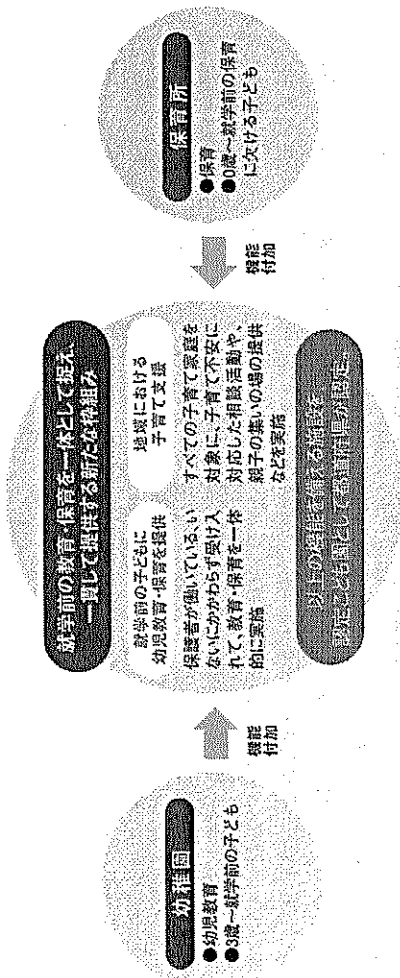
幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化が進む中、幼稚園と保育所が地域に別々に設置されていると子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいこと、子育てについて不安や負担を感じている保護者の方への支援が不足していることなどの課題が指摘されており、制度の枠組みを越えた柔軟な対応が求められています。

このような環境の変化を受け、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みを創ろうという観点から、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定されました。この法律に基づき、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択制である「認定こども園」が、平成18年10月からスタートすることになりました。

## 認定こども園とは？

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

- 1 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能  
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- 2 地域における子育て支援を行う機能  
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められることになります。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

<b>幼稚園型</b> 認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	<b>保育所型</b> 認可保育所が、保育に欠ける子ども以外にも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	<b>地方裁量型</b> 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
---	---	---

## 認定こども園の認定基準は？

認定こども園の具体的な認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める「国の指針」を参酌して、各都道府県が条例で定めます。

「国の指針」においては、認定こども園に求められる質を確保する観点から、以下のような事項を定めることを予定しています。



**職員配置**

- 0～2歳児については、保育所と同様の体制
- 3～5歳児については、学級担任を配置し、長時間利用児には個別対応が可能な体制

**職員資格**

- 0～2歳児については、保育士資格保有者
- 3～5歳児については、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいが、学級担任には幼稚園教諭免許の保有者、長時間利用児への対応については保育士資格の保有者を原則としつつ、片方の資格しか有しない者を排除しないよう配慮

**教育・保育の内容**

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されるよう、教育・保育を提供
- 施設の利用開始年齢の違いや、利用時間の長さの違いなどの事情に配慮
- 認定こども園としての一体的運用の観点から、教育・保育の全体的な計画を編成
- 小学校教育への円滑な接続に配慮

**子育て支援**

- 保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制を確保(親子の集う場を週3日以上開設するなど)
- さまざまな地域の人材や社会資源を活用。

## 幼保連携型の特例について

これまで、幼稚園の運営費及び施設整備費の助成については原則学校法人に、保育所の施設整備費の助成については原則社会福祉法人等に限定していましたが、幼保連携型の認定こども園については、設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても、運営費及び施設整備費の助成が可能になります。

	現行	新制度
幼稚園 (施設整備費) 私立幼稚園施設整備補助金 (運営費) 私学助成	学校法人のみ の助成	社会福祉法人にも助成
保育所 (施設整備費) 次世代育成支援対策 施設整備費交付金 (運営費) 保育所運営費負担金	学校法人のみ の助成 社会福祉法人、 日赤等に助成 (学校法人は対象外)	社会福祉法人にも助成 学校法人にも助成
	設置主体に かわらず助成	同左さらに、助成対象を拡大 (定員10人でも保育所認可)

## 認定こども園の利用手続きについて

認定こども園の認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となります。

